

第28号様式（第20条関係）

年 月 日

高知市保健所長 様

管理者住所

管理者氏名

エックス線装置備付届

エックス線装置を備え付けたので、医療法施行規則第24条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称						
2 所在地						
エックス線装置	区分		新規・更新・移設・その他 ()			
	製作者名					
	型式					
	台数					
	エックス線高 電圧発生装置 の定格出力	連続	K V	mA		
			K V	mA	sec	
			K V	mA	sec	
		蓄放式	K V	μ F		
	管球の用途		管球(1)		管球(2)	
使用診療室名						
4 設置年月日		年 月 日				

エックス線装置の放射線量	(漏洩放射線線量の容器及び照射筒の利用線錐以外のエックス線量)	定格管電圧 50kv 以下の治療用エックス線装置 1.0mGy／時 (エックス線装置の接触可能表面から 5 cm の距離)	管球(1) 以下・超える	管球(2) 以下・超える	管球(3) 以下・超える
		定格管電圧 50kv を超える治療用エックス線装置 10mGy／時 (エックス線管焦点から 1 m の距離) 300mGy／時 (エックス線装置の接触可能表面から 5 cm の距離)	管球(1) 以下・超える	管球(2) 以下・超える	管球(3) 以下・超える
		定格圧電圧 125kv 以下の口内法撮影用エックス線装置 0.25mGy／時 (エックス線管焦点から 1 m の距離)	管球(1) 以下・超える	管球(2) 以下・超える	管球(3) 以下・超える
		上に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置 1.0mGy／時 (エックス線管焦点から 1 m の距離)	管球(1) 以下・超える	管球(2) 以下・超える	管球(3) 以下・超える
		コンデンサ式エックス線高電圧装置 (充電状態で照射時以外) 20 μ Gy／時 (エックス線管焦点から 5 cm の距離)	管球(1) 以下・超える	管球(2) 以下・超える	管球(3) 以下・超える
障害の防止に関する構造設備の概要	総じて	定格圧電圧 70kv 以下の口内法撮影用エックス線装置 1.5 mm Al 当量以上	mm Al 当量	mm Al 当量	mm Al 当量
		定格圧電圧 50kv 以下の乳房撮影用エックス線装置 0.5 mm Al 当量以上又は 0.03mmMo 当量以上	mm Al 当量 mm Mo 当量	mm Al 当量 mm Mo 当量	mm Al 当量 mm Mo 当量
		上に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置 (輸血用血液照射エックス線装置及び治療用エックス線装置を除く。) 2.5 mm Al 当量以上	mm Al 当量	mm Al 当量	mm Al 当量
透視用エ	CT エックス線装置以外のエックス線装置についてはエックス線照射野を絞る装置 (受像面を超えない構造)	有・無	有・無	有・無	有・無
		患者の入射面の線錐中心での空気力一マ率通常の透視用エックス線装置 50mGy／分 高線量率透視制御を備えた装置 125 mGy／分	以下・超える	以下・超える	以下・超える

ツクス線装置	一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマー装置	有・無	有・無	有・無
	エックス線管焦点皮膚間距離が 30 cm以上となる保持装置又はインターロック(手術中に使用する装置 20 cm以上)	有・無	有・無	有・無
	蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率 $150 \mu \text{Gy}/\text{時}$ (受像器の接触可能表面から 10cm の距離)	以下・超える	以下・超える	以下・超える
	最大受像面を 3.0 cm超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率 $150 \mu \text{Gy}/\text{時}$ (当該部分の接触可能表面から 10 cmの距離)	以下・超える	以下・超える	以下・超える
	利用線錐以外のエックス線を有効に遮へいするための適切な手段(被照射体の周囲)	有・無	有・無	有・無
(撮影用エックス線検用間接撮影エックス線装置を除く。)	エックス線管焦点皮膚間距離 (骨塩定量分析エックス線装置を除く。) 15cm 以上	有・無	有・無	有・無
	口内法撮影用エックス線装置 (70kv 超) 20cm 以上	有・無	有・無	有・無
	歯科用パノラマ断層撮影装置 15cm 以上	有・無	有・無	有・無
	移動型及び携帯型エックス線装置 20cm 以上	有・無	有・無	有・無
	CTエックス線装置 15 cm以上	有・無	有・無	有・無
	乳房撮影用エックス線装置 (拡大撮影を行う場合に限る。) 20 cm以上	有・無	有・無	有・無
	上に掲げるエックス線装置以外のエックス線装置 45cm 以上	有・無	有・無	有・無

	エックス線管焦点及び患者から 2 m 以上の距離で操作できる構造の移動型・携帯型エックス線装置及び手術用エックス線装置	有・無	有・無	有・無
エックス線装置 胸部集検用間接撮影	蛍光箱の防護遮へい体 1.0 μ Gy／1曝射 (装置の接触可能表面から 10cm の距離)	以下・超える	以下・超える	以下・超える
治療用エックス線装置	エックス線の発生を遮断する インターロック	有・無	有・無	有・無
移動用エックス線装置	装置の保管場所	管理区域内・その他()		

エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造	耐火構造・不燃材料・その他()
	操作作室	有・無()
	診療室である旨の標識	有・無
	遮へい物 遮へい物を設ける場所	構造及び材料
	天井	構造及び材料
	床	構造及び材料
	東	鉄筋コンクリート・鉛合板モルタル
	西	鉄筋コンクリート・鉛合板モルタル
	南	鉄筋コンクリート・鉛合板モルタル
	北	鉄筋コンクリート・鉛合板モルタル
	監視用窓	含鉛ガラス・その他
	出入口の扉	含鉛扉・その他
	その他の開口部	有・無
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用 従事者用
	使用中の表示	有・無
	画壁等の外側の実効線量が1mSv・1週以下となる措置	有・無
	管理区域を設ける場所	エックス線診療室・その他()
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有・無
	立入制限措置	有・無
	管理区域である旨の標識	有・無
	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置	有・無
	入院患者の被曝する放射線の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置(診療により被曝する放射線量を除く。)	有・無

その他	取扱者の被曝測定器具	フィルムバッヂ・ポケット線量計 T L D ・ リングバッヂ		
	防護用具 (防護前掛等)	有・無		
エックス線診療に従事する医師、歯科医師又は歯科放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職種	経歴	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	
	年月日生	医師・歯科医師 診療放射線技師	免許登録年月日: 免許登録番号:	

添付書類

- 1 エックス線診療室の縮尺 50 分の 1 の平面図及び側面図
- 2 漏えい放射線測定結果報告書
- 3 その他参考となる資料 (パンフレット等)

注意事項

平面図及び側面図には次の事項を記入すること。

- (1) エックス線診療室の隣接、上階及び下階の室等の名称
- (2) エックス線装置の位置及び照射方向
- (3) エックス線管、透視台又は撮影台から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離並びに防護の材質及び厚さ
- (4) 管理区域及びその標識、使用中ランプ、注意事項、出入口等の位置